



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役社長 C E O 尾山 基
(コード番号：7936 東証第一部・大証第一部)
問合せ先 グローバル管理統括部人事部長
佐藤 明
TEL. (078) 303-6888

株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、平成 25 年 5 月 17 日開催の取締役会において、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションを導入する理由

取締役（社外取締役を除く）に株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることで、中長期的な業績向上への貢献意欲や士気をより高め、企業価値の増大を図ることを目的として、株式報酬型ストックオプションを新たに導入することといたしました。

2. 株式報酬型ストックオプションの内容

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は次のとおりです。

（１）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の 1 個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は 100 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に取り締役に対して割り当てる新株予約権の総数の上限は、1,500個とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から3年を経過した日を始期とし、新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の日で取締役会が定める日を終期とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(8) その他新株予約権の内容

前記(1)から(7)までの細目およびその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し、前記(1)および(3)ないし(8)の点について、前記の新株予約権と同内容の新株予約権を、取締役会決議により割り当てる予定です。

以 上